

公告

第 202520699 号

制限付一般競争入札を下記のとおり行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び岩美町財務規則（昭和62年岩美町規則第1号）第130条の規定により公告します。

令和 7年 6月 3日

岩 美 町 長
(公 印 省 略)

記

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	令和7年度岩美町地籍調査業務（その3）
(2) 業務場所	岩美町大字 延興寺 地内外
(3) 履行期限	令和 8年 3月 13日まで
(4) 発注業種	測量業務
(5) 業務概要	地籍調査業務 A=0.12 km ² ・2401 地区 (A=0.12 km ²) 地籍測定、地籍図・地籍簿作成、数値情報化等
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	設 定
(8) 契約保証	免 除

2 入札に参加する者に必要な資格要件

(1) 本店所在地	本店所在地が鳥取県東部であること
(2) 業種格付	鳥取県格付 測量業務（A級） ※工種格付けは鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱で定める等級の区分を準用する。
(3) 同種業務実績	問わない
(4) 配置技術者	仕様書に定める者を適正に配置すること
(5) その他の資格要件	①地方自治法施行令第167条の4の規定及び岩美町財務規則第128条の規定に該当しない者であること。 ②岩美町財務規則第129条の規定を具備している者であること。 ③令和7年度岩美町建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。 ④この公告の日から開札の日までの期間において岩美町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

3 入札手続等

(1) 設計図書等に対する質問・回答	質問期限及び方法	令和 7年 6月 5日までに電子メールで提出 メールアドレス tisekichousa@iwami.gr.jp
	回答方法	令和 7年 6月 9日までに町ホームページに掲載
(2) 現場説明	省 略	
(3) 入札保証金	免 除	
(4) 入札の日時	令和 7年 6月12日（木） 午前9時05分 開札	
(5) 入札の場所	岩美町役場2階 ミーティング室	
(6) 落札者の決定	予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（最低制限価格を下回った入札を行った者は失格とする。）を落札候補者として、入札参加資格の事後審査を行う。審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると認められる場合には、落札者と決定しその旨を通知する。落札候補者が入	

札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合においては次の順位の価格で入札した者を新たな落札候補者として入札参加資格の事後審査を行う。		
(7) 落札通知発送日	令和 7 年 6 月 1 3 日	※落札通知は落札者のみに通知する。
(8) その他 ①落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ②入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。 ③開札の結果同額の場合は抽選で落札候補者を決定する。 ④落札者は、課税事業者又は免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。 ⑤開札前天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又はとりやめることがある。 ⑥入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 ⑦代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。 ⑧岩美町財務規則を承知の上参加すること。		

4 入札条件

- (1) 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (2) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正、又は挿入したときは、当該抹消等をした箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書及び入札金額は、これを改めることができない。
- (3) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ①郵便による入札
 - ②他の入札者の代理人を兼ねた者、若しくは2人以上の入札者の代理をした者の入札
 - ③委任状を持参しない代理人のした入札
 - ④記名のない入札
 - ⑤金額数字の不鮮明な入札

5 その他

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事の設計、調査又は測量に要する経費については、委託料100万円以上で委託期間が1ヶ月以上の業務については、委託料の10分の3の範囲内において前金払いをする。

6 問い合わせ先

岩美町役場税務課 〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675-1
（電話：0857-73-1719 FAX：0857-73-1583 E-mail：tisekichousa@iwami.gr.jp）